

瑞穂市
避難所運営マニュアル
「新型コロナウイルス感染症対策編」
(暫定版)

令和2年6月
瑞穂市

目次

第1章 事前対策	1
1-1 住民への広報	1
1-2 資機材の備蓄	1
①資機材の準備	1
②備蓄品の拡充	1
1-3 避難所不足への対応	2
1-4 避難所のレイアウト作成【資料②】	2
1-5 感染者が確認された場合の検討	2
1-6 避難所の設営に係る役割分担	2
第2章 初動期の対応（発災後24時間）	3
2-1 居住スペース、専用スペースの設置【資料③】	3
2-2 事前受付の設置【資料④】	3
第3章 展開期以降の対応	4
3-1 運営の留意点	4
①予防	4
②感染者が確認された場合	4
③長期の避難所生活への対応	4
3-2 専用スペースにおける運営の留意点	5

チェックリスト ----- P 6 ~ P 1 2

（様式）

【様式2】 避難所受付時に提出する避難者カード	----- (P 1)
【様式15】 健康状態チェックカード(例)	----- (P 2)
【様式16】 体調チェック表(例)	----- (P 3)

（資料）

【資料①】 住民へのチラシ(例)	----- (P 4)
【資料②】 避難所(体育館)のレイアウト(例)	----- (P 5)
【資料③】 学校における専用スペース運用(例)	----- (P 6)
【資料④】 事前受付のレイアウト(例)	----- (P 7)
【資料⑤】 物品支給のレイアウト(例)	----- (P 8)
【資料⑥】 居住スペース掲示(例)	----- (P 9)

はじめに

令和2年4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国に拡大され、本県は特に重点的な対応を進める特定警戒都道府県に位置付けられました。

こうした状況において、災害が発生し、避難所を開設、運営をするにあたっては、密閉、密集、密接の3つの密を避ける等、新型コロナウイルス感染症対策を徹底する必要があります。

そのため、現行の瑞穂市避難所運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症対策として「新たに追加すべき対策」「拡充すべき対策」を取りまとめました。

第1章 事前対策

1-1 住民への広報

- ・住民が避難する前に準備、検討することを事前に周知【資料①】

- ・避難とは、難を避けること、つまり安全を確保することであり、まずは自宅の災害の危険性を確認し、自宅で居住が継続できる場合は自宅避難も検討
- ・避難所以外への避難を検討（親戚や友人の家、自宅における垂直避難等）
- ・マスクや石鹼(消毒液)、体温計、タオル、スリッパ、ビニール手袋等を各自で用意
- ・服薬している薬や体調管理のためのサプリメント等を用意
- ・受付時の混雑を避けるため、受付時に記入する「避難者カード」を事前に記入【様式2】
- ・避難所に行く際はマスクを着用し「健康状態チェックカード」を記入し持参【様式15】

- ・避難所の感染症対策（2m間隔（約3歩）の確保等）の周知
- ・避難警戒レベル情報を基に早期避難を徹底するよう周知

1-2 資機材の備蓄

①資機材の準備

- ・受付時等に避難者の体温を測る非接触型の体温計
- ・パーティションや間仕切り、簡易テント等

②備蓄品の拡充

- ・マスク、石鹼、アルコール消毒液、アルコール除菌ウェットティッシュ、ビニール手袋等
- ・マスクが確保できない場合、キッチンペーパーやタオル等の代用品
- ・手すり、ドアノブ等の共有部分に使用する消毒液
- ・避難所の区割りに使用するポール(2m程度・約3歩)と養生テープ
- ・感染症発生に備えてゴーグル、ビニール手袋、防護服(代用品レインコート)

1-3 避難所不足への対応

- ・学校を避難所に行っている場合は、体育館のほか教室等の活用を検討
- ・避難所が不足する事態に備え、広域避難を検討
- ・車中泊は推奨しないが、車中泊が増えることが想定されるため、車中泊に備えた場所の確保を検討
- ・安全な親戚・知人宅に避難することも検討

1-4 避難所のレイアウト作成【資料②】

- ・占有場所の2m間隔（約3歩）を確保するレイアウトを作成
- ・学校（体育館）を避難所に行っている場合、教室等を活用した「居住スペース」の分散化を検討

- ・トイレ、洗面所、洗濯場や携帯電話の充電場所等では、密集にならない運用が重要
- ・教室を活用する際は、机や椅子の移動、児童生徒の私物の扱い等の配慮が必要

- ・発熱や体調不良のある方を早期発見できるように、避難所入口の外に「事前受付」を設置
- ・発熱や体調不良のある方の「専用スペース」を設置。専用スペースは個室が望ましいが、教室等を活用する場合はパーティションや簡易テントを設け感染防止を図る

- ・専用スペースには、専用トイレを確保することが望ましい。携帯トイレ（段ボールトイレ等）の設置も検討
- ・飛沫感染防止のため、パーティションの高さは2m程度を確保
- ・専用スペースには、家族用の待機スペースも確保し、その場合は、発熱等の方と別部屋にすることが望ましい

- ・パーティションや簡易テントは、専用スペースを優先するが、居住スペースにおいても積極的に活用
- ・専用スペースと居住スペースの動線を分け、分離したレイアウトを検討し、すべての動線は交差を避け一方通行とすることが望ましい

1-5 感染者が確認された場合の検討

- ・感染者が確認された場合に備え、保健所と連携の上、消毒方法やその範囲、その他避難者の移動先等を事前に検討

1-6 避難所の設営に係る役割分担

- ・避難所の開設や運営に係る市、地域住民、施設管理者等の役割を事前に決定

第2章 初動期の対応(発災後24時間)

2-1 居住スペース、専用スペースの設置【資料③】

- ・事前に決めた避難所開設者(地域住民、施設管理者等)は、早めに避難所を開設
- ・事前に検討したレイアウトを基に、ポール(2m程度の棒)や養生テープ等を使用し、居住スペースや専用スペースを設置

- ・避難者が居住スペースに入る前には、2m間隔を養生テープ等で示しておく
- ・トイレ、洗面所、洗濯場や携帯電話の充電場所等は、密集にならない運用が重要
- ・「専用スペース」には、パーティションや簡易テントを設置

- ・発熱や体調不良のある方を完全分離

- ・トイレや洗面所等も含めて居住スペースと専用スペースの分離を確認
- ・居住スペースと専用スペースの動線が交わらないことを確認。また、動線は一方通行が望ましい

- ・パーティションや簡易テントは、専用スペースへの設置を優先するが、少しでも多くの方が避難できるよう居住スペースにおいても積極的に活用

2-2 事前受付の設置【資料④】

- ・避難者の健康状態を確認するため、避難所入口の外に事前受付を設置

- ・避難所開設と同時に事前受付を設置し運営
- ・アルコール消毒液を設置し、雨天時はテントを設営
- ・体育館に接続する廊下を使用する等、各避難所に応じて設置
- ・避難者のマスク常用、手洗い(消毒)を徹底

- ・発熱の有無や問診により体調不良を確認

- ・非接触型の体温計が望ましい
- ・接触型の体温計を使用する場合、感染防止のため毎回消毒を実施
- ・検温するスタッフは、マスクに加え、手袋、エプロン等を装着

- ・事前受付の結果により、専用スペース又は居住スペースへ誘導

⇒発熱や体調不良のある方は、専用スペースへ誘導

⇒発熱や体調不良のない方は、居住スペースへ誘導

- ・避難者自らが移動できるよう、案内看板や養生テープ等を用意
- ・発熱や体調不良のある方は、診察が必要であるため市災害対策本部と連携し、事前に検討した医療機関等への搬送
- ・医療機関等へ搬送するまでの間、専用スペースで待機

- ・事前受付の設営前に避難者が居住スペースに入った場合は、改めて2m間隔(約3歩)の区割りを行うとともに、各避難者の体温と体調を確認

- ・体育館に接続する廊下を使用する等、改めて事前受付を実施

第3章 展開期以降の対応

3-1 運営の留意点

①予防

- ・ 事前受付を継続し、避難所に人の出入りがある毎に、体温と体調を確認
- ・ 衛生環境について指導する衛生班を避難者(住民)の中から配置
- ・ 保健師や衛生班の定期的な巡回により、避難所内や車中泊等のすべての避難者の健康管理を徹底
- ・ トイレ、洗面所、洗濯場や充電場所等では、密集にならない運用が重要【資料⑤】
- ・ 避難者の相談窓口を開設しストレス等の心のケアを実施

・ 電話やSNSの活用を検討

- ・ 避難者に体調チェック表を配付し毎日体温と体調を確認(1日3回)【様式16】
- ・ 発熱や体調不良のある方が発生した場合は、事前に検討した手順により、保健師等と連携し医療機関を受診
- ・ ポスターやチラシ、呼びかけにより避難者の感染症防止のための運営上の留意点を周知【資料⑥】

【個人の留意点】

- ・ 前後左右2m程度の距離を確保
- ・ 手洗い、マスク常用(睡眠中もできる限り)、毎日の体温・体調を確認(ドアノブ等の共有部分に触れた後は、特に手洗いを徹底)
- ・ 避難所にいる方全員が検温を実施し、体調を確認
- ・ 飛沫感染を最小限にするため、居住スペース以外で食事をとらない

【避難所の留意点】

- ・ アルコール消毒薬を各入口やトイレ等に設置
- ・ 30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する定期的な換気の実施
- ・ 手すり、ドアノブ等の人が接触する共有部分は1日最低1回消毒
- ・ トイレや洗面所は、1日最低1回の清掃及び消毒
- ・ 物品や食事の配給時は、一度机に置くこと等による接触感染を回避
- ・ ゴミは家族で管理し、密閉して廃棄

②感染者が確認された場合

- ・ 事前に検討した内容を踏まえ、保健所の指示に従い、消毒やその他の避難者の移動等を実施

③長期の避難所生活への対応

- ・ 住民と協力して、長期的な避難所レイアウトを検討

3-2 専用スペースにおける運営の留意点

- ・専用スペースは、個室が望ましいが、部屋を分けられないときはパーティションや簡易テント等で仕切りを設置
- ・発熱や体調不良のある方の看護は、できるだけ限られた方で実施

(参考)

内閣府 R2.4.1 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

内閣府 R2.4.7 避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について

人と防災未来センター R2.4.23 避難所開設での感染を防ぐための事前チェックリスト

チェックリスト

第1章 事前対策

新型コロナウイルス感染症対策としてすべきこと	
1	<p>住民への広報</p> <p><input type="checkbox"/>住民が避難する前に準備、検討することを事前に周知 (チラシ、ホームページ、SNS、コミュニティFM)【資料①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢避難とは、難を避けること、つまり安全を確保することであり、まずは自宅の災害の危険性を確認し、自宅で居住が継続できる場合は自宅避難も検討 ➢自助の備えとして、親戚や友人の家、自宅の垂直避難(在宅避難)等避難所以外への避難を検討 ➢避難に備えて不足が予想されるマスク、石鹼(消毒液)、体温計、タオル、スリッパ、ビニール手袋等は、各自で用意 ➢服薬している薬やサプリメント等を用意 ➢受付時の混雑を避けるため、避難所の受付時に記入する「避難者カード」を事前に記入【様式2】 ➢避難所に行く際はマスクを着用、「健康状態チェックカード」記入し持参【様式15】 <p><input type="checkbox"/>避難所の感染症対策(2m間隔(約3歩)の確保等)の周知</p> <p><input type="checkbox"/>避難警戒レベル情報を基に、早期避難を徹底するよう周知</p>
	<p>資機材の備蓄</p> <p>【資機材の準備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>非接触型の体温計の準備 <input type="checkbox"/>パーティション、間仕切り、簡易テントの準備 <input type="checkbox"/>扇風機等換気用機材の活用を検討 <p>【備蓄品の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>マスク、石鹼、アルコール消毒液、アルコール除菌ウェットティッシュ、ビニール手袋等を用意 <ul style="list-style-type: none"> ➢マスクが確保できない場合に備えキッチンペーパーやタオルを用意 ➢ウェットティッシュ(アルコール・おしりふき)等も用意 <input type="checkbox"/>手すり、ドアノブ共有部分に使用する消毒液を用意 <input type="checkbox"/>避難所の区割りに使用するポール(2m程度の棒)と、スペースを明示する養生テープを用意 <input type="checkbox"/>感染症発生に備えてゴーグル、ビニール手袋、防護服(代用品:レインコート)を用意
2	

3	避難所不足への対応	
	<ul style="list-style-type: none"> □学校を避難所に行っている場合は、体育館のほか教室等の活用を検討 <ul style="list-style-type: none"> ➢感染者発生被害を最小限に留めるため、多くの教室等を用意 □要配慮者の避難先として、宿泊施設（旅館・ホテル）等の活用を検討 <ul style="list-style-type: none"> ➢各避難所で要配慮者用スペースが確保できるか確認し避難場所を検討 ➢心臓病や基礎疾患等の重症化するおそれがある方の避難先を検討 □各市町村内で避難所が不足する自体に備え、広域避難を検討 <ul style="list-style-type: none"> ➢近隣市町村の協力を事前に確認 □車中泊は推奨しないが、増えることが想定されるため、車中泊に備えた場所の検討 <ul style="list-style-type: none"> ➢指定避難所付近のグラウンドや、大型駐車場の一時的な活用を地域住民とともに検討 □安全な親戚・知人宅に避難することも検討 	
4	避難所のレイアウト作成【資料②】	
	<ul style="list-style-type: none"> □占有場所の2 m間隔（約3歩）を確保するレイアウトを作成 □学校（体育館）を避難所に行っている場合、教室を活用した「居住スペース」の分散化を検討 <ul style="list-style-type: none"> ➢使用するトイレ、洗面所、洗濯場や携帯電話の充電場所等では、待機中に3つの密にならない運用が重要 ➢教室を活用する際は、机や椅子の移動、児童生徒の私物の扱い等の配慮が必要 □発熱や体調不良の方を早期発見できるように、入口の外に「事前受付」を設置 □発熱や体調不良の方の「専用スペース」を設置。個室が望ましいが、教室等を活用する場合はパーティションや簡易テントを設け感染防止を図る <ul style="list-style-type: none"> ➢専用スペースには、専用トイレを確保することが望ましい。携帯トイレ（段ボールトイレ等）の設置も検討 ➢飛沫感染防止のため、パーティションの高さは2 m程度を確保 ➢専用スペースには、家庭用の待機スペースも確保し、その場合は発熱等の方と別部屋にすることが望ましい □パーティションや簡易テントは、専用スペースを優先するが、居住スペースでも積極的に活用 <ul style="list-style-type: none"> ➢避難所生活環境確保事業費補助金の活用 □専用スペースと居住スペースの動線を分け、分離したレイアウトを検討し、すべての動線は交差を避け、一方通行とすることが望ましい <ul style="list-style-type: none"> ➢トイレ、洗面所、洗濯場や携帯電話の充電場所等への動線も配慮 	

	感染者が確認された場合の検討	
7	<input type="checkbox"/> 感染者が確認された場合に備え、保健所と連携の上、消毒方法やその範囲、その他避難者の移動先等を事前に検討	
	避難所の設営に係る役割分担	
8	<input type="checkbox"/> 避難所の開設や運営に係る市、地域住民、施設管理者等の役割を事前に決定	

第2章 初動期の対応（発災後24時間）

新型コロナウイルス感染症対策としてすべきこと	
1	<p>居住スペース、専用スペースの設置【資料③】</p> <ul style="list-style-type: none"> □事前に決めた避難所設営に係る市町村、地域住民、施設管理者等は、早めに避難所を開設 □事前に検討したレイアウトを基に、ポール(2m程度の棒)や養生テープ等を使用し、居住スペースや専用スペースを設置 <ul style="list-style-type: none"> ➢避難者が入る前には、2m間隔(約3歩)を養生テープ等で示しておく ➢トイレ、洗面所、洗濯場や携帯電話の充電場所等は、密集にならない運用が重要 ➢「専用スペース」には、パーティションや簡易テントを設置 □発熱や体調不良の方の完全分離 <ul style="list-style-type: none"> ➢トイレや洗面所なども含め居住スペースと専用スペースの分離を確認 ➢居住スペースと専用スペースの動線は交わらないことを確認し、一方通行が望ましい ➢専用スペースには、家庭用の待機スペースも確保し、その場合は発熱等の方と別部屋にすることが望ましい □パーティションや簡易テントは、専用スペースを優先するが、少しでも多くの方が避難できるよう、居住スペースにおいても積極的に活用
	<p>事前受付の設置【資料④】</p> <ul style="list-style-type: none"> □避難者の健康状態を各印するため避難所入口の外に「事前受付」を設置 <ul style="list-style-type: none"> ➢避難所開設と同時に設置し運営 ➢アルコール消毒液を設置し、雨天時はテントを設営 ➢体育館に接する廊下を使用する等、各避難所に応じた対応 ➢避難者はマスク常用、手洗い(消毒)、2m間隔(約3歩)の確保を徹底 □発熱の有無や問診により体調不良を確認 <ul style="list-style-type: none"> ➢非接触型の体温計が望ましい ➢接触型の体温計を使用する場合、感染防止のため毎回消毒を実施 ➢検温するスタッフは、マスクに加え、手袋、エプロン等を装着 □事前受付の結果により専用スペース又は居住スペースへ誘導 <ul style="list-style-type: none"> ➢避難者自らが移動できるよう、案内看板や養生テープ、案内図等により誘導 ➢発熱や体調不良の方は、市町村災害対策本部と連携し、事前に検討した手順に従い医療機関(帰国者・接触者外来)等への搬送 ➢医療機関等へ搬送するまでの間、専用スペースで待機 □事前受付設営前に、避難者が居住スペースに入った場合は、改めて2m間隔(約3歩)の区割りをを行うとともに、避難者の体温と体調を確認 <ul style="list-style-type: none"> ➢発熱や体調不良の方は、市町村災害対策本部と連携し、事前に検討した手順に従い医療機関(帰国者・接触者外来)等への搬送(再掲) ➢医療機関等へ搬送するまでの間、専用スペースで待機(再掲)
2	

第3章 展開期以降の対応

新型コロナウイルス感染症対策としてすべきこと	
1	<p>運営の留意点</p> <p>【予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 事前受付を継続し、避難所に人の出入りがある度に体温や体調を確認 □ 衛生環境について指導する衛生班を避難者(住民)の中から配置 □ 保健師や衛生班の巡回により、避難所内や車中泊等のすべての避難者の健康管理を徹底 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 居住スペース以外の人と一緒に食事をとらないよう指導 ➢ 避難者の検温結果等により健康管理を徹底するとともに手指消毒の実施状況、マスクの常用状況を確認 ➢ 車中泊の避難者が増大することが予想されるため、エコノミークラス症候群等の予防として、十分な水分補給、定期的に体を動かすことや、カイロや弾性ストッキング等の血流を保つための備品や、足を高い位置に置ける台座、段ボールベッド等を使用するよう指導 □ トイレ、洗面所、洗濯場や携帯の充電場所等では待機中に、密集にならない運用が重要【資料⑤】 □ 避難者の相談窓口を開設し「ストレス」等の心のケアを実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 電話やSNS等の活用を検討 □ 避難者に体調チェック表を配布し、毎日体調を確認(1日3回)【様式16】 □ 避難所を運営する者も、毎日体調を確認 □ 発熱や体調不良の方が発生した場合は、事前に検討した手順により直ちに保健師と連携し医療機関を受診 □ ポスターやチラシ、呼びかけにより避難者の感染症防止のための個人の留意点を周知【資料⑥】 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 前後左右2m程度の距離を確保 ➢ 手洗い、マスク常用(咳エチケット)、毎日の体温・体調を確認(ドアノブ等の共有部分に触れた後は特に手洗いを徹底) ➢ 避難所にいる方全員が検温を実施し、体調を確認 ➢ 飛沫感染を最小限にするため、家族以外の人と一緒に食事をとらない □ ポスター等により避難所の留意点を周知 <ul style="list-style-type: none"> ➢ アルコール消毒液を各入口やトイレ等に設置 ➢ 30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする定期的な換気の実施 ➢ 手すり、ドアノブ等人が接触する共有部分は1日最低1回消毒 ➢ トイレ、洗面所は、1日最低1回清掃及び消毒 ➢ 物品や食事等の配給時は、一度机に置くことによる接触感染を回避 ➢ ゴミは、家族で管理し、密閉して廃棄 ➢ 寝るときは頭の位置を互い違いになるよう就寝 <p>【感染者が確認された場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 事前に検討した内容を踏まえ、保健所の指示に従い、各部屋の消毒やその他の避難者の移動等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保健所・医療機関との連絡体制の確保 <p>【長期の避難所生活への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 住民と協力して、長期的な避難所レイアウトを検討

新型コロナウイルス感染症対策としてすべきこと	
2	専用スペースにおける運営の留意点
	<ul style="list-style-type: none"> □専用スペースは、個室が望ましいが、部屋を分けられないときはパーティションや簡易テント等で仕切りを設置 □発熱や体調不良の方の看護は、できるだけ限られた方で実施 □汚れたシーツ、衣服は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥 □ゴミは、家族で管理し、密閉して廃棄（再掲） <ul style="list-style-type: none"> ➤マスクを外す際はゴムひもをつまんで外し、すぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨てる（その後は直ちに石鹸で手を洗う）